公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２７号
神戸市長田区御船通２丁目３番地の11　ロイヤルマンション102号、従前の住所神戸市長田区御船通２丁目３番地の11　ロイヤルマンション402号
債務者　米　　吉秀
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８号
神戸市東灘区向洋町中２丁目１番地213号棟912号室
債務者　森　　眞澄
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５号
神戸市北区南五葉２丁目４―17―201、住民票上の住所神戸市北区南五葉２丁目４番20―503号
債務者　長濵美知代
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番４―908号
債務者　向井　直恵
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
長崎県雲仙市南串山町丙9203―６、住民票上の住所長崎県南島原市深江町戊1136番地
債務者　永田　ユリ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
青森市筒井４丁目６番８号
債務者　沢目　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸小川28番地
債務者　エデム伸江
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９６号
長崎県南島原市北有馬町丁2822番地
債務者　鬼山　公子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
熊本県玉名郡玉東町大字白木1781番地
債務者　田尻佳代子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第６号
熊本県玉名市岱明町西照寺714番地１ウエストキャッスル102
債務者　栗山　　繁
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９号
栃木県栃木市川原田町1220番地２
破産者　有限会社野中工務店
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第１７２８９号
東京都葛飾区奥戸２丁目２－９、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切１丁目４－６
破産者　鈴木　賢一
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４８号
東京都新宿区早稲田鶴巻町550番地
破産者　有限会社コーヨーフーズ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４９号
東京都新宿区早稲田鶴巻町550
破産者　大山　義人
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４０４号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目525―25―205、開始決定時の住所埼玉県桶川市大字下日出谷1362―４
破産者　下牟田廣規
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７１９号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目８番地11
破産者　東正工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１４６号
東京都八王子市台町４丁目14―９
破産者　長崎　法人
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４８４号
東京都板橋区前野町５丁目54番８号
破産者　ファースト・三貴株式会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部